

住民請願「解釈改憲閣議決定の撤回を 求める意見書提出」は不採択

9月議会報告

市議会9月定例会が9月2日から6月29日まで開かれました。市長提出24議案の審査を実施、最終日に採決、結果はいずれも可決・認定となりました。住民から提出された「集团的自衛権行使容認閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める請願」は不採択となりました。また、議員発議による市議会の議決すべき事件に関する条例と2つの意見書を可決しました。

袋井市一般会計補正予算(第2号)

4億3200万円を追加補正し、総額3億3800万円となりました。主な歳出は、社会保障・税番号制度システム整備事業1948万円余、みつかわ夢の丘公園整備事業5400万円、静岡モテル(防潮堤)整備事業5000万円、中新田命山整備事業6000万円などです。

総合健康センター整備に8405万円

旧市民病院本館に来年度開設

保健・予防から医療、介護、福祉まで切れ目のないサービスを実施する総合的な健康支援システムを構築するため、社会福祉協議会、保健センターなどを移設します。そのため改修工事を行い、来年5月連休明けのオープンを予定しています。

3つの会計決算認定に反対

私は次の3議案に反対し、討論を行いません。主な反対理由は次のとおりです。

H25 袋井市一般会計決算認定

平成25年度は中東遠総合医療センターや聖隷市民病院が開院、中部学校給食センターや湊命山が完成しました。また、学校

支援事業「レインボープラン」により、73名の非常勤職員が配置されました。当初予算329億8千万円が、4回の補正を経て386億337万円と大型の予算となりました。特に国の「好循環実現のための経済対策」に呼応し、年度末に18億9880万円を計上するなど公共事業偏重の予算となりました。

会計年度独立の原則逸脱は問題

国からの交付金収入の遅れから厳しい資金繰りに陥り、年度を越えての基金の歳計現金の繰入運用や、繰越明許事業から多額の不用額が計上されるなど一部に不適切な事実が見られ、問題点を指摘しました。

教育施設修繕費は適切に計上すべき

小学校管理費に流用で1217万円もの需用費を計上。壁面修繕や雨漏り修繕のためのシート張りなど緊急に要した費用としていますが、事前に修繕の見込みを立て、通常の予算で対応すべきです。

中東遠総合医療センター補助金は問題

6億9900万円の補助金の内訳は、周辺道路負担金4500万円、旧袋井市民病院から移った職員の6月期の賞与分2億1100万円と退職給与引当金積立1億2100万円、事業運営分3億2千万円です。

周辺道路負担金は掛川市の市道であり立地自治体が負担すべきです。事業運営費負担金も袋井市民の利用は掛川市民の半分以下、約4割となっている本市の負担割合はあまりにも不公正であり見直すべきです。

H25 国保特別会計決算認定

国保税収入は20億9883万円と1.6%の増に、一方、保険給付費は51億9

264万円と1.7%増に抑えることができ、保険給付費等支払い準備基金に2億5380万円の積み立てを行いました。

滞納者へのペナルティは問題

25年度も短期保険証交付609世帯、資格証明書交付261世帯と依然多数に上ります。市は、お金がなく医療が受けられない事態を引き起こすペナルティは極力慎まなければなりません。

国保広域化推進では解決しない

県下市町は県と一緒に国保広域化・県単位の運営を検討しています。これは更なる国保税の高騰をまねき、住民の声の届かない組織運営にもつながります。高すぎる国保税引き下げのため、国が手厚い支援を行なうことが問題解決の道です。

H25 水道事業会計決算認定

5年連続の赤字決算

遠州広域水道の受水費が原因

料金統一・改定に伴う3年間の経過措置も24年度で終了。給水収益は14億366万円と前年より2995万円も増えましたが、当期損失1695万円を計上、5年連続の赤字決算となりました。

これは人件費や修繕費を懸命に節約しましたが、遠州水道との契約で26年度まで段階的に契約受水量が増やされ、25年度の受水費は5億7757万円と前年度より2147万円も増えました。これが赤字の原因です。市民の節水意識の向上、節水機器の普及により総配水量の減少が続いています。人口減少も予測され、過大な利用予測と遠州水道の契約量の見直しが必要です。

これが議会の良識か!

住民の請願を不採択に

「袋井9条の会」から「集团的自衛権行使容認閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」が提出されました。

内容は、これまで「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」としてきた歴代政府の見解を、国会での十分な議論も国民への説明もなく、「閣議決定」という方法で180度転換し、集团的自衛権行使を容認したことは、立憲主義に反した極めて異常なものであり、この閣議決定の撤回を求める意見書を袋井市議会でも提出してほしいというものでした。

私は開会日の全員協議会、請願審査が行なわれた総務委員会でも趣旨説明を行なうとともに、採決前に賛成討論を行いました。

結果は、総務委員会では全員一致で不採択、本会議の採決は賛成3人(私・戸塚文彦・廣岡英二)の賛成少数で不採択となりました。「正規の手続きも経ずに一内閣の解釈変更で歴代政府の見解を覆しているのか」という点に直撃な議論もなく、憲法9条を守るうとしない議員に落胆しました。

議員発議の議案の内容は

袋井市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

議会改革の一環として、議決事件を条例で規定します。総合計画基本構想、総合計画基本計画を議決すべき事件としました。

2つの意見書を可決

地震財特法の延長に関する意見書と「農協・農業委員会等に関する改革」に関する意見書を可決し、国に提出しました。